

■ 届出(通知^{※1})を要する行為 (景観法第16条第1項及び第5項、東京都景観条例第10条関係)

地区区分 届出対象 行為の種類	景観基本軸						景観形成特別地区			一般地域
	臨海	隅田川	神田川	玉川上水	国分寺崖線	丘陵地	文化財庭園等 (※2)	水辺	小笠原 (父島二見港周辺)	
区域の範囲	海域と水際から50mの陸域及び葛西沖開発土地画整理事業によって埋め立てられた区域	隅田川と隅田川の両側から50m	神田川と神田川の両側から30mと日本橋川	玉川上水の中心から両側100m	【低地側】崖線からおおむね360m 【台地側】崖線からおおむね80m	丘陵地の山裾からおおむね500m	各文化財庭園等の外周からおおむね100～300m	臨海景観基本軸、隅田川景観基本軸の中で特に重点的に取り組む区域	父島二見港周辺(※6)	東京都の区域で、景観基本軸及び景観形成特別地区以外の区域
建築物の建築等(※3)	高さ15m又は延べ面積3,000㎡以上	高さ15m又は延べ面積1,000㎡以上	高さ10m以上	高さ10m又は延べ面積1,000㎡以上	高さ10m以上	高さ20m以上	高さ15m又は延べ面積3,000㎡以上(隅田川景観基本軸の区域は、高さ15m又は延べ面積1,000㎡以上)	地階を除く3階以上又は延べ面積300㎡以上	【特別区】高さ60m又は延べ面積3万㎡以上 【市町村】高さ45m又は延べ面積1万5千㎡以上	
工作物の建設等(※4)	煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの(※5)	高さ15m以上		高さ10m以上		高さ20m以上	高さ15m以上	煙突その他これに類するもの:高さ6m超(その他は、景観計画参照)	【特別区】高さ60m以上 【市町村】高さ45m以上	
	昇降機、ウォータースhoot、コースターその他これらに類するもの(回転運動をする遊戯施設を含む)	高さ15m又は築造面積3,000㎡以上	高さ15m又は築造面積1,000㎡以上	高さ10m以上	高さ10m又は築造面積1,000㎡以上	高さ10m以上	高さ20m以上	高さ15m又は築造面積3,000㎡以上(隅田川景観基本軸の区域は、高さ15m又は延べ面積1,000㎡以上)	高さ10m超	【特別区】高さ60m又は築造面積3万㎡以上 【市町村】高さ45m又は築造面積1万5千㎡以上
	製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車庫その他これらに類するもの	高さ15m又は築造面積3,000㎡以上	高さ15m又は築造面積1,000㎡以上	高さ10m以上	高さ10m又は築造面積1,000㎡以上	高さ10m以上	高さ20m以上	上に同じ	高さ8m超	上に同じ
	その他の工作物	橋梁その他これに類する工作物で河川、運河などを横断するもの	橋梁その他これに類する工作物で河川を横断するもの	・玉川上水を横断する工作物 ・墓園その他これに類するもの:区域面積3,000㎡以上	墓園その他これに類するもの:区域面積3,000㎡以上	—	—	橋梁その他これに類する工作物で河川、運河などを横断するもの	橋梁その他これに類する工作物で河川を横断するもの	—
開発行為	開発区域の面積3,000㎡以上						—	—	開発区域の面積500㎡以上	40ha以上(樹林地を15ha以上含む場合は20ha以上)
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地形質の変更	—	—	—	—	造成面積3,000㎡以上	—	—	造成面積1,000㎡以上	造成面積10ha以上	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	—	—	—	—	造成面積3,000㎡以上	—	—	造成面積2,000㎡以上	造成面積15ha以上	
水面の埋立て又は干拓	造成面積15ha以上	—	—	—	造成面積3,000㎡以上	—	—	造成面積1,000㎡以上	造成面積15ha以上	

□ 東京都への届出(通知)を要する行為は、上記の表に該当する行為です。

□ 区市町村が景観法に基づく景観行政団体である場合は、<■ 区市町村との関係>を参照してください。

※1 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、通知となります。(法第16条第5項)

※2 浜離宮・芝離宮庭園景観形成特別地区、清澄庭園景観形成特別地区、新宿御苑景観形成特別地区、小石川後楽園景観形成特別地区、六義園景観形成特別地区、旧岩崎邸庭園景観形成特別地区、旧古河庭園景観形成特別地区及び殿ヶ谷戸庭園景観形成特別地区

※3 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

※4 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

※5 架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安 通信設備用のもの(擁壁を含む)並びに電気通信事業法第2条第5項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。

※6 小笠原諸島の玄関口となる父島二見港周辺に広がる大根山、西町、東町、宮之浜道、清瀬、奥村及び屏風谷地区のうち、国立公園区域、保安林及び小笠原諸島森林生態系保護地域を除く区域

(注) 通常管理行為、軽易な行為、他法令、他条例の規定に適合し許可等取得するもの等については、届出が適用除外となりますので、担当部署にお問い合わせください。